

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線323・325)



「医療費のお知らせ」をお送りします

国民健康保険制度の役割を理解していただくとともに、健康の大切さについて関心を高めていただくことを目的として、医療費等の総額や自己負担額、受診日数、受診医療機関等の名称(柔道整復師の氏名)などを記載した「医療費のお知らせ」をお送りしています。「医療費のお知らせ」が届きましたら、受診内容等をご確認ください。

令和5年から、医療費通知の発送回数が、年1回に変更になりました。

- 令和4年11月～令和5年10月診療分 令和6年2月初旬頃に発送済
- 令和5年11月～令和6年10月診療分 令和7年2月初旬頃に発送予定
- 令和6年11月～令和7年10月診療分 令和8年2月初旬頃に発送予定

「医療費のお知らせ」は、確定申告でご利用になる場合、「医療費控除」の明細書に添付して使用することができます。医療費控除の申告をする方は大切に保管してください。

ただし、医療費通知は診療を受けた月から3、4か月後(審査機関での審査等を行った後)でないと作成できないため、確定申告の時期に間に合わない11月から12月診療分につきましては、領収書を基に「医療費控除」の明細書の作成をお願いします。医療費控除の申告手続きの詳細については、国税庁ホームページをご覧くださいか、税務署にお問い合わせください。

国民健康保険 加入者の皆様へ

保険証利用登録されたマイナンバーカード(マイナ保険証)の利用を基本とする仕組みに変わったため、2024(令和6)年12月2日以降、従来の保険証の新規発行や再発行はいたしません、お持ちの保険証は有効期限までご使用になれます。

お持ちの保険証の有効期限が近づいてきたら…

茅野市から、必ずAまたはBのどちらかを発行しお送りします。

すべての方に何らかのお知らせが届きますので、申請は不要です。

マイナ保険証を持っている?

はい

A「資格情報のお知らせ」

いいえ

B「資格確認書(有効期限あり)」

A 資格情報のお知らせ: マイナ保険証で医療機関を受診しようとした際にカードリーダーの不具合等で資格確認ができない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診できます。

B 資格確認書: 現行の保険証と同サイズのカード型で、従来の保険証と同様に、医療機関で提示をして受診することができます。有効期限は、現行の保険証と同じく最長1年間です。

マイナ保険証の有効期限について

マイナンバーカードに、電子証明書の有効期限の記載があります。

有効期限内に更新の手続きをお願いいたします。

手続き方法

有効期限通知書に同封されたパンフレットをご確認ください。

※有効期限はこちらに記載されています

